

第 8 号様式（第 27 条関係）

大磯町監査公表第 8 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成 24 年 11 月 20 日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 24 年 10 月 26 日（金）

3. 監査対象の課等

政策課

4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による
- ③その他

5. 所掌事務の概要

総合計画の策定及び進行管理、行政改革に関すること、広報の編集及び発行の事務、広聴活動に関する事務、町長の秘書事務、各分野にわたる重要事務事業の調整に関すること、特命事項に関すること、情報施策の総合調整、高度情報化の推進に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

[意見]

広報事業においては、広報誌の内容はもちろん、配布方法や併せて配る配布物についても今一度検討し、町民のニーズにこたえた事業展開をしてほしい。

大磯町第 5 次行政改革大綱では、「任期付職員や再任用職員の活用などによる適材適所の人事配置」を掲げているが、今後様々な政策をより推進するためには、経験豊かな再任用職員の採用が不可欠であると考えている。

また、現在町内各施設の老朽化が進行し、想定外の修繕費を要している状況で、総務課でも施設の今後のあり方について見直しを図っているところであるが、政策課としても、総務課や財政課と連携し、総合計画への位置づけについて検討されたい。